

第11回 調布市障害者総合計画策定委員会 議事録

開催日：令和5年11月30日（木）19時00分～21時00分

場所：調布市総合福祉センター 201～203会議室

出席委員：木下委員，青木委員，村田委員，新津委員，大澤委員，朝香委員，前田委員，福田委員，茅野委員，
秋吉委員，江頭委員，進藤委員，伊地山委員，近藤委員，秋元委員，雨下委員
(オンライン：青木委員，秋吉委員)

欠席委員：西田委員，大光委員，栗城委員，二宮委員，江口委員，愛沢委員，石島委員

1. 開 会

■事務局

定刻になりましたので，令和5年度第11回調布市障害者総合計画策定委員会を開催させていただきます。司会を務めさせていただきます，本委員会，調布市障害福祉課です。よろしくお願いいたします。まだ，お見えでない委員もおりますが，始めさせていただきます。

初めに，お手元の資料を確認させていただきたいと思います。事前に委員の皆さまに送付いたしました資料は，本日の次第と資料1～5，参考資料1と3になります。また，当日配付資料として机の上に配付したものが参考資料2となります。本日ご持参でない方には，事務局で予備をご用意しておりますので，お近くの事務局スタッフまでお申し付けください。また，資料3の資料番号が抜けていました。申し訳ございません。188ページある「障害者総合計画（素案）」と書かれた分厚い冊子があると思いますが，こちらが資料3となりますので，右上に番号を入れるなり，資料3というのが分かるようにお願いします。

本日は，栗城委員，石島委員，愛沢委員，二宮委員，大光委員，江口委員から欠席のご連絡を頂いておりますので，ご報告させていただきます。

それでは早速，議事に入らせていただきます。ここからは，木下委員長に進行をお願いいたします。

■木下委員長

皆さん，こんばんは。本日もよろしくお願いいたします。いよいよ佳境に入ってまいりまして，今日を入れてあと2回となりました。だいぶ詰まってきてはいるのですが，まだ詰まりきっていない部分がありますので，本日もぜひ，皆さまのお立場から，ご当事者であったり専門的なお立場から，いろいろご意見を頂ければと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

2. 議 事

【(1) 地域生活支援事業の見込み量等（案）について】

■木下委員長

それでは，次第をご覧ください。本日は，5点用意されています。「(1) 地域生活支援事業の見込み量等（案）について」，「(2) 成果目標（案）について」，「(3) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申（追加）について」，「(4) 次期「調布市障害者総合計画」（素案）について」，「(5) 市民説明会，パブリック・コメントの実施について」という5点がありますので，よろしくお願いいたします。

それでは早速，「(1) 地域生活支援事業の見込み量等（案）について」に入りたいと思います。では，こちら

の資料説明を、事務局からお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

■事務局

事務局です。

議題「(1) 地域生活支援事業の見込み量等(案)について」、ご説明させていただきます。A3サイズの、資料1、こちら全部で7ページとなっております。お手元にご準備いただけますでしょうか。

前回委員会の議題で扱いました障害福祉サービス等の見込み量は、居宅介護、同行援護、就労継続支援B型、グループホームなどのサービスで国がそのサービスの内容、事業所の基準や報酬などを定め、全国で統一的に実施するサービスです。一方、この「地域生活支援事業」は、それぞれの区市町村が独自にその内容を定め、地域の実情に合わせて実施するものとされています。法に基づきこれとこれは必ずやること、という「必須事業」も多くありますが、その中でも、調布市ではこうやって実施していて、隣の市では、その内容や実施方法、利用できる対象者や範囲などが違うというようなことがあります。

事業としては相談支援事業、これは「サービス等利用計画」を作成するものとは違う、より広い意味での「相談」となります。そのほか、成年後見に関する事業、手話通訳の派遣や養成を行う事業、ガイドヘルパーの利用である移動支援事業、また、国が必須として定めるのではなく市町村が独自に行う「任意事業」として、訪問入浴サービスや日中一時支援事業があります。

めくっていただき、2ページ目をご覧ください。それぞれの事業について、左端に事業の概要、そして右に、第6期、令和3年度から5年度までの、これまでの計画と実績の比較、第6期計画期間の振り返りという順に記載しております。ちなみに、障害福祉サービスと同様に令和5年度の実績は、まだ年度が終了していませんので、これまでの月の実績をもとに推計したものとなっております。今後、実績の積み上げにより若干の修正の可能性のあることを、ここではご承知おきください。

なお、一部の事業については、その内容から、見込み量を人数などの具体的な数字ではなく、「事業の実施の有無」で定めます。これは、国が定める基本指針に沿って各自自治体そのような形で定めることとされているものです。

それぞれの事業について、議事の時間の都合もありますのでざっと、かいつまんでになりますが、見ていきたいと思います。「(3) 相談支援事業」をご覧ください。ここでは、現在のドルチェ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3か所の相談支援事業所と、基幹相談支援センターである障害福祉課を中心として、今後も展開していくこととしております。

続きまして3ページ目、「(5) 成年後見制度法人後見支援事業」をご覧ください。これは、成年後見の人材育成や法人での後見を行う事業ですが、調布市では近隣4市と共同で「多摩南部成年後見センター」という機関を運営しております。このセンターにおける事業をあてております。

次に、「(6) 意思疎通支援事業」です。これは、聴覚障害のある方などに対し、手話通訳や要約筆記によるコミュニケーション支援を提供するものです。3つ目にあります「手話通訳者設置」というのは、市役所において障害福祉課の窓口到手話通訳者を設置しているものです。

次のページに進みまして、「(8) 手話奉仕員養成研修事業」をご覧ください。これは、その手話通訳を行う人材を育成するものです。調布市では、社会福祉協議会に補助を行い実施しています。

続いて、5ページ目をご覧ください。「(9) 移動支援事業」は、知的障害や全身性障害のある方のガイドヘルパーの利用となります。実績としては、新型コロナウイルス感染症の影響で低くなっていますが、外出支援のニーズは高く、従事者の確保が課題となっております。

続いて「(10) 地域活動支援センター」は、「相談支援事業」と同じくドルチェ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3か所で実施しています。障害者向けの講習会やレクリエーション、当事者サロンの運営など幅広い事業となっており、利用者数も増加傾向にあります。

次のページ、6ページ目「任意事業」をご覧ください。ここでは2つ、訪問入浴サービスでは、利用実績は計画値を下回っていますが、医療的ケア児・者を中心にニーズは引き続き大きくなっています。日中一時支援事業は、新型コロナウイルスの影響で実績が低くなっています。一方で、障害のある方の活動場所、居場所などのニーズとしては高い状況にありますので、引き続き高い利用を目指していきたいと思っています。こちらは、事業所の不足が課題となっております。

続いて、7ページ目にお進みください。こちらは最後のページになります。各事業の次期、第7期計画期間における見込みと事業実施の方向性の案となっております。意思疎通支援や日常生活用具に関しましては、見込み量は定めますが、それを上回ったらそれ以上はやらないということは基本的にこれまでもなく、ニーズに応じて必要な予算を確保して実施してきており、今後も同様の考えを持ってまいります。

以上、資料1、地域生活支援事業についてご説明させていただきました。一つ一つの数値については、今年度中の実績の積み上げにより今後も修正させていただくことが生じてくるかと思えます。その中でも、各事業の実施の方向性、そしてそれらの提供体制を確保するための方策について、ご意見を頂ければと思います。ちなみにこの資料1の内容は、本日お配りした方の資料3「計画素案」の第4章の2番、150ページ～161ページにも同じ内容を記載しております。実際の記載はこのような形になるとお考えください。

以上が、資料1についてのご説明となります。委員長にお返しいたします。

■木下委員長

ありがとうございます。前回の計画、これまでの実績はどうだったかを示したものです。

今後、これについてどういうふうに確保していくべきなのか等々、ご意見を頂ければと思っているのですが、いかがでしょうか。なかなか具体的な数字となると、我々出すのは難しいなど。やはり、社会資源自体が不足している中で目標を達成できていないという状況の中で、では社会資源を増やしてくださいと言うのは簡単だけれども、なかなか難しかったりするわけです。そういった制約がある中で、この内容をどう評価してどう改善していくかというご意見を、難しいかもしれないですけども賜れればと思っています。

あと1点、やはり今回特徴的なのはコロナがあったということです。それで、どうしても確保できない資源・人材があったりというのがあって、計画を大きく下回ってしまったということもあります。そういった非常事態が、今だに緩和されてきているので、自然にそういったところが緩和されてくるのかということも見込みながら、忌憚のないご意見を頂ければと思っています。いかがでしょうか。

■A委員

訪問入浴についてですけれども、目標値から下回っていると思うのですけれども、正直、使い勝手がめちゃくちゃ悪いのです。多分、委託されている業者が1つしかなくて利用者が選べないというのがまず1つあるのと、これは私、戦ったのですけれども、若い女性が使いたいと言って、使うとなって、利用したいのでもお願いしたら、男性が行きますというのです。でも、そこの事業者しか委託されていなくてということがあって、とんでもないことだから、浴場を運ぶのに絶対に男性を入れないとできないからと言われて、運ぶのはいいと。だから、その間は外で待っていてもらえますかというのを何回も言って、やっとそれが実現したというか、ではこれを言わなかったら男性がずっといたのかという話になるのです。たまたま私が相談に乗ったので、そこを

無理くりこじ開けたのです。

そういうので、それだったら使うのをやめたとかいうのもあるだろうし、あと使えるのが原則週1回なのです。これが年間を通して週1回なのです。やはり寝たきりの方でも週2回入りたいとか、夏場は特にそういったことがあると思います。ほかの自治体を見ると、夏場は増やしますとかそういうのがあったりするのですが、その辺少し融通を利かせないと、なかなかそうは見えないけれども、使えないというか、使ってもあまり意味がないのです。それだったら、どうにかヘルパーさんとかがゆっくり使える事業を探したほうがいいなと思うので、もう少し使い勝手が良くなると。もちろん多分、訪問入浴で入ったほうが楽という人も大勢いると思うので、その辺のニーズを踏まえてほしいというのがあります。

■木下委員長

ありがとうございます。聞いて驚いたのですけれども、事業者が1個しかないということは1,000歩譲ってこれから増えていくのを期待できるかなと思うのですけれども、異性介助になっているというのは、これは早急に改善しなければいけないところです。

今のことも含めて、使い勝手が良くないということで、整理すると回数が週1回しか使えないということなので、そこがもう少し融通が利くべきではないかということと、今おっしゃっている異性介助になっているところが、もっときちっと選択できてということを見ているということによろしいですか。

■A委員

はい。

■木下委員長

ありがとうございます。事務局からお願いします。

■事務局

少し補足というか、ご説明させていただきます。1社しかないところについては、確かに本当にそのとおりで、こちらは市で毎年入札をかけてはいるのですけれども、実際、ほとんどその1社さんしか、そもそも入札に応じられないという状況が続いているところではあります。そこは改革を図っていきたいと思います。

回数については、こちらもちんと伝わっていなかったようでしたら申し訳ないのですが、7月から9月の夏期については週2回まで入れると平成30年度くらいから一応変えてはいます。ただ一方で、それ以外の季節はその時間帯にヘルパーさんが入っていて、7、8、9月だけプランを変えるということが難しいので、結局、7～9月に2回入れますと言われても、なかなか週間計画が変えられないのでできません、難しいですと言われたこともあります。そこはどうしても予算との兼ね合いもありますが、そういったお声もあるということで認識して、拡大機会を狙っていければと思っておりますということで、補足です。

■木下委員長

ありがとうございます。こうやって声を上げていただいたことによって、議事録にも残るし、国の課題として取り組まなければいけないということで優先順位がかなり上がると思いますので、このように声を上げていただけてすごくよかったと思います。ぜひ取り組んでいただきたいところです。

あと、B委員、いかがでしょうか。ちょうふだぞうの地域活動支援センターで映画鑑賞とか運動など、様々行

っているのですけれども、B委員もこれを利用されているということで、利用されてよかったこと、それから直してほしいな、もっとこうなったらいいなと思うところがあったら、ぜひ教えてください。

■B委員

今も続いているというのは、健康運動のサイクル系、それはもう体のことを第一にするアドバイスをもらって、今まで助かっています。コロナになる前に、交流をやっていた、それがやれれば、再開してほしいと思っています。あとはほかの市に福祉のお祭りみたいなものが多いところもあるから、もう少し増やしてもいいと思います。

■木下委員長

ごめんなさい、これを増やしたらいいと思うところが少し聞き取りにくかったです。

■B委員

市の福祉祭りみたいなのが、地域にあるやつを、ほかでは年に3、4回やっている所があるから、もう少し増やしたほうがいいと思います。

■木下委員長

ありがとうございました。市のお祭りですね。回数がもっとあってもいいのではないかといいことですね。貴重なご意見をありがとうございました。これに関して何か事務局からありますか。特によろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。C委員、お願いします。

■C委員

2点ございまして、意見というか、変更したほうがいいかなというところの意見が2つございます。1点目は、意思疎通支援事業のところですけども、登録通訳者の人数に関しても実績と計画の数値を載せたほうがいいのではないかと思います。今、手話通訳者が増えているのか減っているのかという状況が分かりますので、その部分を変更していただくと分かりやすいと思います。

もう1つは、手話奉仕員の養成研修事業とありますけれども、そこについてです。実績の中に、今まで何人の人が修了してどのように増えているのかという累積の数字も、できれば分かるところから構いませんので、過去からの分を載せていただいたほうが、効果が見やすいのではないかと考えております。

■木下委員長

どうもありがとうございました。意思疎通支援事業のところの登録者数、実績と計画の具体的な数字を掲載していただくことができないかということ、それから手話奉仕員の養成も、これまでの累積数、どれくらい実際に増えていっているのかというのが見えたほうが、確かに今後、より力を入れていかなければいけないのか、今のままで順調に増えているのかというところの評価がしやすいので、この累積者数を掲載されてはどうかというご意見でした。これについて、事務局側からいかがですか。お願いします。

■事務局

ここの地域生活支援事業の見込み量の報告に関しては、国の基本指針でこれは定めることとされているもの

がありますが、一部、市でこういったご意見を踏まえて過去に加えているものもございます。まさに手話奉仕員養成研修事業のところでは、国の指針では上の「基礎コース（手話奉仕員）」しか項目は入っていないのですが、確かこれが第6期か第5期の計画策定の時に、奉仕員だけではなくてそのあとの養成コース、少しレベルの高い手話通訳者の数字もきちんと追ってほしいというご意見を賜って加えた経緯がございます。なので、今のご意見の内容に関しても数値として立てて、推移を見ていくということはあるかと思えます。現状の数字なども確認しながら、入れられるかということは事務局のほうで検討させていただければと思います。

■木下委員長

事務局、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

■D委員

この内容に入るのか、勉強不足で分からないところがあるのですが、ご利用者さまから意思疎通を行う日常生活用具のところ、情報意思疎通支援用具に入るのかどうかというところにはなってくるのですが、視線入力とか、最近 IT 系のものが進んできていて、今、市で決められている用具に入っていないものが結構出てきていて、今支給されるものでは意思疎通が激しくて、最近聞いたのが iPad で視線入力ができるものができてきて、それを購入したかったけれども支給には入っていないで、自費で何十万とかけて買われている方がいらっしやったりします。そこに関して見直しというか、そういう方向があるのかということ、結構高額なものになってくるので、そこを入れていくとなると支給量というところも見直さなくてはいけないのかなと感じています。今どういう項目が入っているか把握しきれていないので、もしかしたら入っているのかもしれないのですが、その辺りをお聞かせいただければと思います。

■木下委員長

ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

■事務局

日常生活用具に関しましては、皆さんからのご意見を基に、年に大体1回ですけれども、新しい項目を入れたり金額を見直したりということをやっています。ご意見を賜れるということは、今後の検討に生かせることで大変有意義だと思っております。質問の視線入力ですけれども、確かに IT というか、発展が激しくて、私たちもなかなかついていけない、iPad でいろいろなことができ、それがアプリで買えるものもあれば、開発についても私たちも勉強不足で、なかなかできないところではあります。あと視線で入力することに関しては、パソコンで補装具のほうで出せることもありまして、ご相談いただいた結果だとは思いますが、育っていく年齢の中でそういうものが使えるようになったときにはそちらの支給もできるかなと思います。またご意見いただければと思います。ありがとうございます。

■木下委員長

ありがとうございます。D委員、よろしいですか。今、IT 等々、苦手なところがあると。これはどこの自治体にも言えることですね。著しく DX 化とかが遅れているなど思っているところです。ぜひこの辺で頑張っただけで追いついていただければ。職員の皆さん、お一人お一人のことではなくて、市全体のことで。よろしくお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。では、お願いします。

■E委員

よろしくお願いいたします。

意思疎通支援事業のことで、7ページの今後の方向性についてです。昨日、第1回目の手話言語と意思疎通の支援の条例の検討会に傍聴で参加したのですけれども、その中でも手話通訳だけではなく、視覚障害の方の代読・代筆の必要性についてですとか、また失語症の方への意思疎通ですとか、そういったところも今後条例の中にも入っていったら、サポートしていく体制づくりというのが示されていくのかなと思うのですけれども、現状、7ページの方向性のところにそういったことが書かれていないのかなと思います。なので、そういった今の市の動きとも合わせて、そういった文言も入れていったほうがいいのではないかと考えております。

■木下委員長

ご意見ありがとうございます。これも今の市の動きに合わせて、確かに何かしら状況、現状を入れておいたほうがいいのではないかと私も思います。事務局のほうで、ぜひご検討いただければと思います。何かありますか。ではお願いします。

■事務局

今、E委員からお話があったように、まさに昨日から調布市のほうで手話言語と意思疎通支援の条例の検討が始まったところでございます。始まる前だったのでこの中に入れ込めなかったところもあるのですが、あとの話になりますが、資料3の素案の37ページ、上から2つ目の枠に、「手話言語条例及び障害者の意思疎通に関する条例の制定へ向けた検討」ということで、事業シートのほうにはとりあえず仮の形で入れさせていただいたのですが、確かに地域生活支援事業のほうにも該当することとは思いますので、そこは両方にどのように位置づけていくか、全体の冊子として考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

■木下委員長

ありがとうございます。E委員、よろしいですか。

ごめんなさい、手話通訳士さん、これくらいのスピードで大丈夫ですか。早かったらおっしゃってください。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。一応、ちょうど予定していた時間がこれくらいだったので、もしないようであれば、これもいつものことですが、あとからまたあるようでしたら事務局にご連絡いただければと思います。現段階というか、この段階ではよろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

ありがとうございます。それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

【(2) 成果目標 (案) について】

■木下委員長

続いては、議事(2)「成果目標(案)について」、資料3になります。こちらを、また事務局からご説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、事務局からご説明いたします。

こちらは、資料3「障害者総合計画（素案）」で説明させていただきます。ページでいうと162ページから184ページまでとなりますので、お手元にご準備のうえ、162ページをお開きいただけますでしょうか。

(1) から (7) まで項目がいろいろあるのですが、基本的には、国が「基本指針」において、全国の区市町村でこういう項目について、次の3年間、令和8年度までに目標を定めなさいとされているものです。また、目標の設定にあたっては、こういう基準で考えてくださいという内容も示されております。資料の立て付けとしては、まず、現行の第6期計画期間の振り返りを記載したページがあり、その次に次期第7期計画での成果目標を記載したページになります。時間の都合上、次期第7期計画での成果目標の部分のみ説明させていただきますが、振り返りの部分は後ほどご覧ください。

164ページをご覧ください。1点目、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」についてです。これは、第1期からずっと継続して挙げられている成果目標です。1つ目の丸が国の基本指針、その下の丸に調布市の考え方を示しています。令和8年度末の施設入所者のうち6%以上を地域移行、そして入所者数も5%以上削減しましょう、となっておりますが、調布市においては、目標1の表のとおり、引き続き、期間中5人という目標を掲げさせていただきたいと考えております。新たに入所を希望される方も一定数いることから、入所者数についても、現状よりは増やさない、令和8年度末の138人を据え置きとしております。

続いて2点目、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、167ページをご覧ください。これは、これまで都道府県を中心に精神科病院からの退院促進や地域移行、という項目で目標設定がされており、市町村でも、精神障害のある方の地域生活を支えるための協議の場を設置してください、ということになっております。

続きまして3点目、「地域生活支援拠点の整備」です。170ページをご覧ください。この「地域生活支援拠点」とは何かと言うと。図表にあるように、障害のある方の地域生活に必要な機能、具体的には、地域生活への移行・相談、グループホーム等の体験。緊急時の受入対応体制の整備、人材の確保・養成、その他の必要な機能を集約した拠点を各市で整備しましょうというものです。表にある各機関が分担して必要な機能を担う、これを「面的な体制」と呼んでおります。一点に集中するのではなく、「面的な体制」として整備していくこととしております。

4点目、「福祉施設等から一般就労への移行」です。173ページをご覧ください。ここに関しては、より多くの障害者が一般就労、企業で働くことができるようにしていきましょう、ということについての数値目標になります。

続いて174ページをご覧ください。第7期からは、新たに目標3が設定され、就労移行支援について新たに成果目標を定めております。具体的には、就労移行支援事業を利用して一般就労した者の割合が5割以上の事業所を、事業所全体の50%以上とすることが目標となっております。

5点目。「障害児支援の提供体制の整備」です。179ページをご覧ください。これは、調布市においては今後「子ども発達センター」での対応となるものや、民間事業所への開設支援、自立支援協議会の医療と福祉のケアワーキングで対応していくことを考えております。

6点目、「相談支援体制の充実・強化等」です。182ページをご覧ください。これについては、調布市では、市内相談支援事業所による「サービスのあり方検討会」で、既に国が新たに基本指針に示すような取り組みを実施していると考えますので、この会議の開催を通じて今後も支援体制の充実・強化を図ってまいりたいと考えます。

成果目標の最後、7番目。「障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築」です。184

ページをご覧ください。サービスの量的拡大だけでなく、質の確保、向上もということで、国の基本指針では2点が指標として示されています。

1つ目が、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用。これは、都道府県が実施する研修への市町村職員への参加人数、とされています。ただ、ここでは市職員以外の民間事業所等の人数は含まれていませんが、サービスの質の向上には市職員だけではないということで、調布市では独自に調布市福祉人材育成センターでの専門研修への参加人数、これは民間事業所の職員の方となります、これを指標として定めることを考えております。

2点目は、これも文字だけではわかりにくいと思いますが、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」。これは事業者が提供したサービスに係る報酬を請求するときの請求誤りなどを減らし、事業所の適正な運営を確保しましょうというものです。

調布市では、年間1回、研修の場を設けることで運営支援を行っております。一つ一つの数値については、今年度中の実績の積み上げにより今後も修正させていただくことが生じてくるかと思えます。成果目標の考え方や増加の幅、そしてそれらの提供体制を確保するための方策について、ご意見を頂ければと思います。

事務局からは以上です。委員長にお返しいたします。

■木下委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。成果目標の案についてということですがけれども、皆さんは既にご承知のとおり、サービス自体は大きくなってきてはいるのですね。これをどういうふうに評価するか、成果目標についてどう考えるかということについて、ご意見を頂ければと思うのですが、いかがでしょうか。では、F委員、お願いします。

■F委員

ちょっと質問みたいになるのですがけれども、180ページの医療的ケア児に関するコーディネーターの配置というところでけれども、一番下のところに令和8年度末のコーディネーターの配置数は目標値10名となっています。これは、18歳以下の人だけを対象としたコーディネーターなのでしょうか。それとも、その方たちが18歳を超えても引き続きコーディネートをしてくださるのでしょかということが質問の1つ目です。

もう1つは、医療的ケア児の方についてのコーディネーターが必要だというのはよく分かるし、たくさんいてほしいのですが、重度心身障害の方はやはり医療的ケアに移行するかもしれないというぎりぎりのところの方もいらっしゃる、その医療的ケアのことも分かっているコーディネーターと話したいみたいなことをよく聞くのですね。医療的ケアが始まってからこの人が初めて入るというのではなくて、やはりそういう心配のある人とか重心の人にも、このコーディネーターの人が関わってくださるのかどうかということを知りたいです。

■木下委員長

ありがとうございます。これについてはいかがでしょうか。事務局のほうからもしあれば、ご見解を頂ければと思うのですが、お願いします。

■事務局

1点目のご質問、医ケア児コーディネーターは児童だけが対象かというところで、そこに関しては18歳以上も対象にしております。これは、東京都は国の基準でやっている研修の関係で、医療的ケア児等コーディネ

ーターという名前は付いておりますが、実際にその研修を修了して相談業務に当たる者はどれくらいいるかというところがございます。子ども発達センターの相談職務に当たる場合は、確かに対象は18歳未満のみとなりますが、実際に民間の計画相談の事業所でこの研修を修了して活動している者も含まれますし、障害福祉課の職員が修了している者もでございます。健康推進課の職員もいたりしますので、そういったところをカウントしておりますので、その配置される場所にもよりますが、必ずしもそこは児童だけではないというところがまずお答えになります。

それと併せて、ということで、活動に関しても、必ずしも医ケアの方だけの支援に携わる者として配置しているわけではありませんし、障害福祉課に配置している、ここにあります障害者福祉医療等相談員に関しては必ずしも医ケアの方だけでなく、重心の方なども含めて対応しているケースもございます。確かに、医ケアに移行する可能性も含めてというところもあるかと思っておりますので、そこをあまり明確に線引きするのではなく、その方はその医ケアコーディネーターの相談員を中心に支援体制を整えていくというような考え方がなるかと思っております。

■F委員

ありがとうございます。

■木下委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

■G委員

167ページの保健、医療・福祉関係者のところで、ネットワーク連絡会を協議の場として目標値は協議の回数にされていますが、協議だけされて、そこで出てきた課題解決を実施する体制の検討の場が必要です。後ほど、自立支援協議会からの意見具申もありますが、自立支援協議会の場合には、課題検討、それを具体化する体制についての検討までできています。

計画策定委員会には、ネットワーク連絡会から意見具申の結果を頂いていますが、その課題について検討する場が現在はないと思います。今後の目標値として、ネットワーク連絡会で協議して抽出した課題について、具体的に体制を検討する場を検討していただきたいと思います。

それから、来年度から精神保健福祉法の中で、市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備というのが改正で変わりますので、そういう点でも体制の課題の抽出だけではなくて、この体制の整備のところも今後の計画の中に具体的に入れていただきたいと思います。以上です。

■木下委員長

どうもありがとうございました。課題抽出のみではなくてということですが、これはいかがですか、事務局からもしあれば。それか、ご意見として承っておくという。では、事務局、お願いします。

■事務局

精神ネットの運営に関しては、今、頂いたようなご指摘を過去にも頂いたことがありまして、申し訳ございませんが、この場ではまずご意見として受け止めさせていただきまして、今後の運営に反映できるように努めていきたいと思っております。

あと、その精神保健福祉法の改正に関しては、G委員がおっしゃるとおり、市町村の権限が広がるというところがありますが、そこは確かにこの精神ネットの係るものと結び付けて計画の中で表現がまだできていないというところもありますので、そこは実際に市の体制をどうしていくかということもまだ完全に定まりきっていないところではあります。そこも整理した上で計画にどう記載して、実際にどうやっていくのかということも計画の中でお示しできるようにしていきたいと思います。

■G委員

よろしくお願いします。

■木下委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。A委員、お願いします。

■A委員

164ページのところで、私は前回も少し話させていただいたのですが、施設入所は、今、国でも都でも減らしていこうという方向で進んでいます。権利条約でも、国際的にも日本は施設が多いから減らさないというのが出てきているにもかかわらず、調布市は現状維持という形であって、一定のニーズがあるからというふうには、この間お答えがあったのですが、私はそこが腑に落ちなくて、それは地域で生活できるということを知らないから施設にしか入れないと思って、施設入所を希望する人が一定数いるというのが現状で、本当に地域で暮らせるのだったら地域で暮らしたいけれど、もう施設しかないから施設に行くという人がほとんどなのです。

なので、調布で、地域で暮らせるというその土壌をまずつくろうとする、それは自立支援協議会ではすごくやってきていることだとは思いますが、この目標値だけを見てしまうと、それが全部なかったことというか、せっかくやっているのにもったいないと思うのです。やはり目標は高く設定しないと、絶対そこには届かないと思うのです。なので、現状維持ではなくて、もう少しみんなが地域で暮らせるよう、目標値をしっかりと立ててほしいと思います。以上です。

■木下委員長

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。これはどれくらいがいい数字なのですかね。あと、これは私ももし時間があつたらと思っていたのです。これは答えがすぐ出るものではないのですが、この地域移行は本当に2006年くらいから、国も目標というか、そちらにシフトしていくと言いつつも、毎年、全国でいうと5,000人くらい地域移行はしているのだけれども、一方で、その倍くらいの方が新たに入所しているという現状なのです。

この阻害要因とか、入所にしていくインセンティブはどういうところで働いているのだろう。今、A委員がおっしゃってくださった、それしか選択肢がないからということも1つ大きな原因だと思うのです。そういったところを、やはりきちんと根底の部分から考えていかないといけないのかなというのは個人的には思っていたところですが、やはり目標値は現状維持でということではなくて、より高くしていくと。それを掲げることによって、どうやったらできるかというふうには、より地域といいますか、自治体だけではなくて関係者等々も含め、あとはご本人も考えるようになると思います。

なので、おっしゃることは、私は賛成ですが、そのときに、具体的に数字を挙げるとしたら、どれくらいがいい

いのかなという。これはまた事務局と検討していきましようかね。事務局、頂けますか。

■事務局

確かにおっしゃるとおりだと思います。そこは、事務局としての姿勢が足りなかったかなと思っております。今回138人というところになっておりますが、これ実は1つ前のページを見ると、前回の計画の期間からそもそも3人増えてしまっているという状況なのです。これはどこに大きな理由があるかというか、最も大きいと私たちが感じているのは、163ページの一番下に「第6期の計画期間中に、近隣市で新たな入所施設の開設があり」というところで、ここで実際に入所された方が一気に4人か5人くらい発生をしたのです。そういうところが大きかったと思っております。

そこで私どもも感じたのは、やはり近隣で入所ができると、そこに希望されてしまうというところで、そこはA委員がおっしゃったように、やはり地域で暮らせるといっても、十分に安心できていないというか、入所ならそのほうが安心というような状況に現状なってしまうというところがあると。そこは私たちも、地域の環境を整えるということが足りていないというのを、その数字を見て実感したところではございます。数字に関しても再考はしたいと思いますが、あとは市の考え方というところで、164ページの「入所のニーズもなお一定数存在する」という、この書き方も前計画を踏襲してしまっているのも、実際にこの文言が適切なのかということも含めて再度考えたいと思います。ありがとうございます。

■木下委員長

ありがとうございます。F委員、お願いします。

■F委員

Aさんがおっしゃるのはすごくよく分かるのですが、現状では、例えば強度行動障害の方とか、夜中、全く寝ないで睡眠が逆転している人というのは受けてくれるグループホームがないのです。それをフォローするような、例えばヘルパーさんの体制とか制度がないので、結局、一晩中お母さんが起きていて、朝になったら作業所に行かせるけれども、ほかの兄弟のこととかもあるので、昼間もそんなに寝られなくてという、死にそうになっている人がいるわけです。それで、ショートステイとかでつなぐわけですが、やはりそうなったときに、全部面倒を見てあげますよという入所施設があったら、絶対にそれは、もう私、限界となっているときはそこに頼りたいと思うのだろうなと思うのです。実際にそういう方が去年入所されたのです。本当にすごく大変で、お母さんは死にそうという感じだったのです。

それをカバーするほどの、例えばグループホームだけ、こういう特別な、人が夜中も付いていますみたいな、そういうのも現状ではないのです。市内にもないし、地方に行かないとそういう特別な施設がなくて、グループホームでも調布で過ごせないわけです。知的障害の人たちのお母さんたちは、もう80、90歳になったら、秋田、青森まではもう面会に行けないので、そしたら、やはり近隣市で入所施設があつてといたら、だから、実際は入所の希望者はすごく多いです。お子さんを入所させたいという希望の方はとても多く、これでも足りないという意見もあって、そこは難しいところですね。それに代わるものがあればいいと思うのですけれども、それを整備するほどの、市が単独でやるわけにもいなくて、民間は手を挙げてないので、やはりそこはリスクがとてもある事業だと思うのですけれども、どうですか。

■木下委員長

まあ段階……でも、そうですね。何というのでしょうか、A委員がおっしゃったことが理想というわけではないのですけれども、でも、理想と現実というところで、このギャップをこれからどう埋めていくかというところですね。

■F委員

そうです。だから、もちろん将来的には、Aさんがおっしゃるように、希望の人が全部地域で暮らせるような制度とか支援体制とか、ヘルパーさんがたくさんいるとか、そういうことがかなうといいなと思っているのですけれども、今、死にそうになっているお母さんたちを見ていくと、施設入所を批判はできないなという感じなのです。やはりそういうところというのは、本当に大変な人は大変なので。

私は入所施設の第三者委員をやっているのですけれども、そこの中ではすごく全部、例えば通院1つとっても、お母さんが連れて行くとすごく大変なのです。でも入所施設というのはそこにお医者さんが来てくれるとか、そういうことが多分いっぱいあるので入所施設を選んでしまうのだろうなと。自分が70、80歳になってしまうと思うと、それだと架空の計画ということになってしまうので、理想だけで目標値をすごく高くして本当にいいのかなと思うのです。だから、重度向けのグループホームをもっとたくさんつくるとか、そういう目標値を立ててくださるのは、それはそれでいいと思うのですけれども、そういう感じです。

■木下委員長

難しいですよ。例えば、強度行動障害のある方で、地域で支え続ける。どうしてもご家族が中心になるという難しさというのはある。そういった親、もしくはご本人も家において苦しいということもあるかもしれないので、そういったニーズというのはあるということを理解しながら、一方で、A委員が言われたような現状維持だと状況は変わっていかないということもよく分かります。

なので、考え方としては、これからそういった強度行動障害がある方で、どうしてもそういった、現段階では入所施設のヘルプが必要だという方たちがいるということ、繰り返しになりますけれども、理解した上で、ご本人の希望もあって、今の地域の社会資源で、地域に移行できそうな人というのが多分まだいらっしゃると思うのです。だから、そこをどういうふうにして考えていいのかわからないのですけれども、施設にいる必要がない人たちですね。ご本人もそれを望んでいないという人たちに当面はスポットを当てて、そういった方たちの意向というのに力を入れていくということであれば、A委員がおっしゃったような数値目標というのが、少し2人でも3人でも上げられるのかなと考えました。

本当にずっと、昭和30年代、40年代くらいからですね。親が国に、もう家で、地域で見るのは限界だということで、ずっと何かしら入所施設的なものをつくってくれと懇願してきてというのが、いまだに続いている状況というのはやはりよろしくないですね。海外などはどうあれ、そういったところが解消されてきているわけです。海外の強度行動障害の方たちは、いわゆる入所施設がないような所というのはどうやってやっているのですかね。ごめんなさい、私も専門なのに勉強不足で、ここの情報提供できないのは申し訳ないです。

でも、いずれにしろ、どうしていきましょうか。今のやりとりを聞いて、A委員から何かありますか。もしあれば。

■A委員

そうですね、現状難しいのはよくよくわかっているのですが、やはり入所施設に代わる何かシステムをつくっていかないことには何も変わっていかないというか、そこがないから、みんな、そういう施設に入ったほう

がお互いに安心というところに行き着いてしまうのかなと思います。

■木下委員長

あとは、入所施設に関して肯定的な部分というの、意見としてたくさんある一方で、否定的な意見というものたくさん出ていて、その中、代表的な1つが、一度入ったらもう出られない。何ていうのでしょうか、言葉を選ばずに言うと、入りっ放しになっていると。その状況というのが、やはり改善されるべきではないかというのが1つあるのです。だから、社会資源としてのこれまでの在り方というものの転換も必要なのではないかと、個人的には考えているところです。いつもこういうことを言うと、理想論ばかり聞きたくないと言われてしまうのですけれども。

では、今の議論の中で、事務局から何かあれば、お願いします。

■事務局

A委員とF委員、どちらのご意見もまさにそうだなと思うところなので、そこは今の記載が少しあっさりしてしまっているところもあるので、やはりそれぞれの、もちろん理想、あるべき姿と実情を踏まえたところが見えるような記載、文章上の話でもありますが、していければいいのかなと。あるいは、グループホームの充実という話も計画の中ではうたっているのですが、成果目標の記載のところとリンクしていないので、書き方の難しさではあるのですが、その一方でこういう取り組みもしていますよということも計画の中でお示しが見やすくできるような構成を考えていければと思います。

■木下委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、お願いします。

■H委員

私は、入所施設の職員もやっていたことがあるので、すごくF委員の話、A委員の話、両方にぐーっと引っ張られるような感覚で今聞いていたのですけれども、やはり考えるべきは、そのご利用者さんがどういう生活を望んでいるか、その人たちの幸せが何なのかというところなのかなと感じております。現状の入所施設は、やはり委員長がおっしゃられたように、入ったらそこで終わり感、私は働いていた時、すごく感じておりました。正直、利用者さんの中にも、やはり地域で、グループホームで生活できるのではないかと、職員目線で感じる方も中にはいらっしゃって、でも、グループホームは施設入所から気軽にチャレンジできるかという、全くそうではないのです。1回出てしまったら、もう戻れないと思ったほうがいいのか、この構造自体に少し問題があるのかなと思います。地域移行をして幸せになれるかどうかの判断というのは、ご本人がすべき問題で、我々ではないので、やはりチャレンジする機会があるといいなと常々感じておりました。以上です。

■木下委員長

ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思います。私が先ほど申し上げたことの繰り返しになるのですけれども、入って、出て、また必要があったら入ってという、そういう地域と施設の行き来というのがまず第一歩なのかなと。いきなり理想的に全部、脱施設かなということではなくてというふうに思ったりしています。本当に、H委員がおっしゃるとおりだなと思いながら伺っておりました。ありがとうございます。

では、I委員、お願いします。先ほど手を挙げられましたね。

■ I 委員

今の議論とは違う内容でも大丈夫ですか。

■木下委員長

結構ですよ。

■ I 委員

185ページの計画の推進というところで、まず計画があって、実行があって、評価、改善とありますけれども、次のページに自立支援協議会があって、その中のワーキング1, 2, 3がありますけれども、医療的ケア児の場合は比較的よく取り上げられておりますけれども、放課後等デイサービスの事業は、ワーキングとしてはどこに入るのでしょうか。

■木下委員長

ありがとうございます。これは放デイはどこに入るのですか。それとも入っていない感じですか。事務局、お願いします。

■事務局

自立支援協議会は、調布市のワーキングでは毎年度テーマを決めて、一定年数活動をして、いったん検討が終わったら、次のまた別のテーマを設定するという形でやっております。なので、放課後等デイサービスを特にそこにフィーチャーして、検討する場というのは現状ではないというのがお答えになります。ただ、今のワーキングの3つの検討テーマも、これがずっと続くというわけではございませんので、やはりその時々に応じてニーズの高いところを、まずここからやっていこうというところをその都度選択してやっていると。何を設定するかというのは、協議会の委員のご意見も伺いながら決めていくということになります。

■木下委員長

I委員、よろしいでしょうか。何となくわかりましたという、ゆっくりうなずいていたのですけれども、大丈夫ですか。何かあれば。大丈夫ですか。

■ I 委員

放課後等デイサービスは、きちんと計画にも充実とありますし、ニーズもありますし、やはり随分事業所も増えております。そういう意味では、児童の放課後等デイサービス事業としてのワーキングが、やはりどこかに実行があって、評価があって、改善があってという、その辺ではお願いしたいと思います。

■木下委員長

わかりました。ありがとうございます。では、ご意見として受け止めておきます。

いかがでしょうか。もしなければ、ちょうど切りがいいですので、ここで10分間休憩を入れさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

ありがとうございました。では、10分間の休憩後、次は自立支援協議会からの意見具申と、次の議題に入っていきたいと思います。それでは、8時20分から再開させていただきたいと思います。

〈休憩〉

【(3) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申（追加）について】

■木下委員長

それでは再開したいと思います。続きまして、議事次第の(3)「調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申（追加）について」になります。資料2です。こちら、事務局から資料の説明をお願いいたします。

■事務局

次第の3番、「(3) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申（追加）について」、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

自立支援協議会での検討成果に基づく計画策定への意見具申については、既に昨年度、今年1月の委員会で一度いただいたところですが、今回はその追加分となります。追加と言いますのも、現在、自立支援協議会では、先ほどのお話のとおり、3つのワーキングのテーマが進行中ですが、2つは昨年度、1つは今年度から始まったものなので、その昨年度に行った意見具申の内容には、現在進行中の内容については含まれていなかったということになります。これはタイミングによりある程度やむを得ないところもありますが、特に3つのうち、今2年目を迎えている2つのワーキングについては、検討中ながら一定の課題や方向性が見えてきているところでもあり、その内容を計画に盛り込んでおきたいということで、追加の意見具申としてまとめさせていただいたものです。簡単にではありますが、内容をご説明します。2点になります。

1点目、2ページ、めくっていただけますでしょうか。「障害のある方が安心して受診できるような環境づくりが必要です」というものです。こちらは、「医療と福祉の相互理解」について検討しているワーキングからのものです。障害のある方が、様々な医療機関をより受診しやすくするための方策について検討を行っています。医療機関や障害のある方へのアンケートなどを通じて、「3 検討結果」にまとめたような課題を抽出しております。今後の取組としては、引き続きワーキングで検討を行い、さらなる現状や課題の把握と、医療と福祉の相互理解のため、障害者の困りごとや配慮してほしい点などを記載したパンフレットの作成等を検討しておりますというものです。こういった内容も、計画に盛り込んでいきたいと思っております。

3ページにお進みください。2点目、こちらは「福祉にフィットしない方たちの次の選択を考えるワーキング」と少し長いのですが、そちらからになります。また、2点目の意見具申が3つに分かれているという、少々ややこしいですが、3つご紹介します。

1つ目、「気軽に社会体験ができる場所や自分らしくいられる居場所づくりが必要です」。2つ目、「障害のある方が自身のニーズに合わせて選択できる多様な雇用形態が必要です」。3つ目、「福祉の地域のつながりを確保できるネットワークづくりが必要です」というものです。

背景として、こちらのワーキングでは、既存福祉サービスになじめない、そこでフィットしない方への支援のあり方について検討しております。

「2 検討内容」の真ん中の2行目にありますように、課題として4つの観点、「相談」「居場所」「体験」「自己理解（学習）」の場が少ないことが挙げられています。ほか自治体での取組についても共有しつつ、具体的な

居場所や新しい働き方、地域の連携のしくみなどについては、引き続きワーキングで検討を進めていく予定ですが、こういった課題も計画に位置付けていきたいと考えております。

以上2点、いずれも検討の最中にあるテーマのため、途中のところもありますが、調布市において、これを重要と捉えているということについて、次期「調布市障害者総合計画」にも今後盛り込みたく、ここで紹介させていただきます。

資料の説明は以上でございますが、ここで、1点目の意見具申、「医療と福祉の相互理解についてのワーキング」の意見具申について、そのワーキングの委員でもあって、本日はご欠席されていますL委員から、ご意見をお預かりしていますので、続けて事務局より紹介させていただいてよろしいでしょうか。

（「お願いします」の声あり）

では、読み上げさせていただきます。L委員からです。

私個人としては、内科(かかりつけ医)、整形外科、歯科に通院しております。いずれも対応が良く、安心して受信しております。整形外科、歯科は女医さんなので不安な事も聞く事ができ助かっています。

ただ、盲導犬が一緒と言う事で自宅から近い病院が利用できないのが残念です。

会員さんからの話なのですが——これは、L委員の視覚障害者福祉協会の会員さんからということですから——同行援護従事者に一緒に診察室に入ってもらう事があり、その際、先生が同行援護従事者に内容等を説明される事があるので、自分自身に話してほしいと言っておりました。

簡単ですが、本日発言しようと思っていた事です。

ということで、ご報告させていただきます。これに関して、委員の皆さまから追加のご意見等あれば、お伺いしたいと思います。委員長にお返しします。

■木下委員長

ありがとうございました。時間もなくなってきましたので、急いできたいと思います。何かご意見があれば頂きたいのですが、いかがでしょうか。特によろしいですか。

■J委員

1つよろしいですか。Jでございます。よろしく願いいたします。

皆さん、ご存じだと思いますけれども、調布市では歯科医師会が運営しております小島町歯科診療所という、障害者歯科の方に対応できるようなクリニックを、調布市の行政の方と一緒に共同運営というか、そういう形でやっております。今は、時間的に週に2日程度で、しかも1日は午前、もう1つは午後、あと1日だけは毎月1回通うと。非常に短時間で運営していますけれども、要は、私どもは調布市行政のほうに要望を出しまして、できるだけもう少し長い時間開設して、皆さま方に受診しやすい時間帯をつくらうと思ってやっております。

これもまた先の話ですが、令和8年に、京王多摩川のほうに障害者歯科診療所を、これは調布市の福祉センターができますので、その中に医師会と隣同士でそういう施設をつくらうと思っております。また、車いすで来られる方は駐車場も併設していますし、できるだけ皆さんが受診しやすい環境を提供できるようなことを考えております。なかなかすぐにはというわけにはいきませんが、今後、行政といろいろ話をしていきながら、あとは訪問歯科診療も、今はやっていませんが、そういうことも考えておりますし、施設に対して集団検診ということもご要望があればやっていきたいと考えておりますので、ぜひ皆さん、歯科医師会をうまくご利用いただければと思っておりますので、一言ご意見させていただきました。よろしく願いします。

■木下委員長

どうもありがとうございました。ドラステックといってもいいのではないかと思いますけれども、状況がいいほうに変化しているということで、情報のご提供を頂きました。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

(意見・質問なし)

それでは、あと30分の間に、次の議事をということになります。

【(4) 次期「調布市障害者総合計画」(素案)について】

【(5) 市民説明会、パブリック・コメントの実施について】

■木下委員長

では、議事次第の(4)と(5)も一緒にいく感じですか。では、事務局のほうから(4)と(5)の議事について、資料は3, 4です。ご説明をお願いいたします。

■事務局

議題の(4)「次期「調布市障害者総合計画」(素案)について」と、(5)の「市民説明会、パブリック・コメントの実施について」、あわせてご説明いたします。まずは、資料3, 計画素案として冊子になっているものをお手元にご準備ください。

これまでの計画策定委員会の検討をもとに、最終的にはこのような形で計画として冊子にまとめて発行いたします。記載内容については、先ほどもご説明いたしましたとおり、これで確定というものではなく、今後も今日の議論や、このあとご説明いたしますパブリック・コメントなどでの結果を踏まえ、次回の委員会までにこれからも加筆、修正を加えていく予定です。なお、現在は入っておりませんが、最終的にはパブリック・コメントで公開するもの、そして最終の計画書ともに全ページに音声コードを右下に入れる予定です。内容につきましては、かなり量が多くなっておりますので、全体の構成について簡単にご説明させていただきます。

まず表紙をめくっていただき、次のページ、目次をご覧ください。ページ数は、一部エラーも出ていますの変わっていきませんが、この目次のとおり、全体で5章からなっております。

次に、もう1ページ開いていただき、1ページ目をお開きください。第1章「計画策定の趣旨」です。本計画の位置付けや概要、新型コロナウイルスの影響などの背景、ニーズ調査や自立支援協議会、精神保健福祉ネットワーク連絡会からの意見具申などを含めた、計画の策定体制について記載しております。

第1章が終わりまして、次は8ページから第2章「調布市の福祉の共通事項」になります。こちらは、第1回の委員会で扱いました地域福祉計画、高齢者総合計画、2つの計画とあわせた「福祉3計画」の共通事項、市内の福祉圏域の考え方、基本理念、障害者施策推進の基本的考え方などについて記載をしております。

次は14ページ、こちらからが第3章の「施策の展開－事業計画－」です。先ほどの、「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、「障害のある方と家族への切れ目のない地域生活の支援」と「安心して住み続けられる地域の環境づくり」の2つの視点から、各分野における取組の方向性と具体的な事業計画を記載しています。こちらは、126ページまで続いておりまして、主要事業ごとに事業概要と今後の方向性をまとめております。

127ページからは、第4章「障害福祉サービス等の見込み量・成果目標」についてまとめております。これは、先ほど、事務局からご説明したものになりますので割愛いたします。

その次185ページから、これが最後の章、第5章「計画の推進」になります。こちら、先ほどご説明いた

しましたとおり、自立支援協議会で進捗の点検・評価などについて、記載をしております。

以上が計画全体の構成、内容となり、最後に巻末資料が入ります。

今まで頂いたご意見を、全てはこの計画素案に盛り込めていない箇所もあるかと思いますが、改めてこれは入れてほしいといったご意見がありましたら頂ければと思います。また、全体の構成や、分量、文字の配置などについても、ご意見などありましたら、挙げていただければと思います。

次に、資料4について、市民説明会・パブリック・コメント手続の実施についても、あわせてご説明させていただきます。

まず、市民説明会の開催について、ご説明をいたします。右上に当日配布資料の参考資料2とあります、「説明会チラシ」をご覧ください。この説明会は、市民の方々に、調布市福祉3計画の策定について報告し、計画の関連性を示すとともに、意見を募るため、高齢者福祉推進協議会、地域福祉推進会議、障害者総合計画策定委員会合同で開催するものです。資料4には、12月23日(土)午前10時から11時30分とありますが、こちらの時間が変わりまして、正しくはチラシにもございますとおり、午前10時半から12時まで実施いたします。場所は、調布市総合福祉センター2階会議室で開催いたします。開催につきましては、市報ちょうふ及び市ホームページ・SNS、チラシの配架などによって広報する予定です。

次に、パブリック・コメントについて、ご説明いたします。参考資料3、1枚紙のこちらの資料をご覧ください。これは、計画案を市の公共施設への設置やホームページなどで公開し、期間を定めて市民の皆さまからの意見公募を行うものです。

募集期間は、12月20日から年明け1月19日まで予定しております。この期間中に市のホームページのほか、その資料の(4)「設置場所」にありますとおり、計画の案を設置して公表します。なお、資料4の(4)で設置場所は計36か所となっておりますが、調布ヶ丘の地域福祉センターが改装工事によって閉館していることがわかりましたので、正しくは35か所となります。失礼いたしました。その35か所につきましては、調布市のパブリック・コメント実施における共通の場所です。今回はそれに加えて、相談支援事業所や市立施設など7か所にも設置を予定しております。これは、3年前の現行の計画の際もパブリック・コメントを実施した場所になります。

募集は、各設置場所に、参考資料3のような表紙と「意見提出用紙」をつけて計画案を設置します。裏面にございます。意見は郵送、ファクス、電子メールのほか、この「意見提出用紙」に記入をしまして、意見提出箱というものが各設置場所に置かれておりますので、そこに投函することも可能です。また、今回新に、調布市のホームページからLOGOフォームというインターネットの回答フォームがございまして、そちらからも意見を投稿することができるようになっております。頂いたご意見につきましては、それぞれについて市の考え方を示した上で、計画の内容に反映できる箇所は反映し、次回2月の委員会で、また委員の皆さまにご提示をする予定です。

パブリック・コメントで寄せられた意見と、市からの回答自体も計画公表時にあわせて公表をします。3年前の、現在の計画の際のパブリック・コメントでは、8人の方から計30件、6年前の「第5期調布市障害福祉計画」の際には、17人の方から43件のご意見を頂いております。

パブリック・コメントの実施に関する説明は、以上でございます。

■木下委員長

ありがとうございました。それでは素案のほうです。冒頭でも申し上げたように、いよいよ最終段階に入ってきました。ここまで6回、7回くらい重ねてきましたけれども、その間に皆さまからたくさんのご意見を頂

きました。これだけ分量があるので、まずはそれぞれご自身でされたご意見がどれくらい反映されているのかというのを確認いただいて、何かあれば、もう少しこうしてほしいというところがあればぜひご意見いただければと思っております。もちろん、ご自身がご意見された部分だけではなくて、全体の構成であったりフォントであったりとか、どういったことでも結構です。そういったことまで含めて、ご意見を賜ればと思っておりますが、いかがでしょうか。G委員、お願いします。

■G委員

構成についてです。新規事業については新規という形で明確に書かれているのですけれども、見直しというか、一部修正みたいな点も確かあったかと思うので、そういう点があったほうが、これだけの分量を全部チェックするのは大変なので、見直しがあった点についても明記していただければと思います。

■木下委員長

ありがとうございます。ぜひ、お願いできればと思います。

■事務局

今のところ、事業に新規しか記載していないので、ご意見を踏まえて、今回掲載する事業自体も若干強弱を付けて絞ったところではありますが、かなりその中で、さすがに数も多いので検討したいと思います。ありがとうございます。

■木下委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今すぐでなくても、これも毎回同じように後日も受け付けます。

皆さんに考えていただいている間に、私から1点、合同説明会のところですが、先着50人となっているのですけれども、これは毎年どれくらいの応募があるのでしょうか。毎年ではないですね、前は6年前ですか。要は、言いたかったのは、難しいとは思いますが、会場にまず先着順で行きたいのに来られなかった人、漏れる人が出てくるというのもどうかと個人的には思うということ、それから会場に来たくてもなかなかいろいろな理由で来られない方などもいらっしゃるのではないかと思いますので、ただこれだけオンラインとかが進んできているので、オンライン参加などができるようにして、人数制限をかけない方向にできないのかなと考える次第です。

■事務局

この3計画合同の説明会の改訂時期がちょうど重なるのは6年に1回で、前回の6年前は41人の方にご参加いただいております。会場の関係もありまして、定員というのは設けざるを得ないと思うのですが、確かにオンラインというのもありますので、リアルタイムでの配信であるとか、あるいは録画して後日配信という形もあるかと思います。ちょうど中の話ですが、明日、3計画でこの説明会について詰めを行う打ち合わせがあるので、その場でまた挙げさせていただきたいと思います。

■木下委員長

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。皆さん、大体あれでしょうか。結構、こうやって委員会の中でいろいろ意見したことがここまで計画の中に反映されるものかと思って、言葉は違うかもしれませんが、いい意味で驚いたと、感謝しているというような言葉を事務局に委員から頂いたということもあったりしました。毎回、本当に丁寧に事務局が対応してくださって、それをその都度確認してきたので、そんなになんかということも考えられるかなと思っていました。いかがですか。

■K委員

2点気づいたところがあります。資料3の69ページのところで、放課後子供教室事業（あそびバ）、今までユーフォーと言われていたところですが、こちらの中で「放課後の学校施設を利用し、市立小学校の児童（特別支援学級を含む）」となっているのですが、その下にも書いてあるのですけれども、都立の特別支援学校の方や、私立の方もこれは利用できるものと聞いているのですが、そこが漏れているのかなと思ったのが1か所です。

95ページ一番下の交通対策課のところで、北部地域の巡回公共交通の実証実験のことが書いてあります。98ページの今後の事業概要のところですが、「高齢者等」となっているのですけれども、ここに障害者が含まれるのか大変気になっているところなんです。今までの実証実験では、高齢者向けということでアンケートの実施は高齢者にしか聞いていなかったのか、実際には火曜と金曜日の週2日で高齢者の施設を巡回するようなバスだったのですが、実証実験の結果、金曜日のみ週1日のみに縮小しての運行となっていて、今回はデマンド型に変更するようです。まだ説明会で詳細を聞いていないのでよく分からないのですが、ここに障害児・者が含まれるといいなと思っております。

理由としては、小学校の特別支援学級に通うお子さんが、通学の足となるバスがない地域があり、このデマンド型交通に期待しているところがあるので、北部の地域だけでなく広がるといいなと思っています。もしご存じのことがありましたらお聞かせいただきたいです。

■木下委員長

ありがとうございます。2点ご意見いただきました。69ページのところです。今後の方向性のところで漏れがあるのではないかとということ。それから98ページの「高齢者等」のところに、「障害児・者」というのが含まれているということかということ。含まれているのだとしたら、明記されたほうがいいのではないかとことですね。では、事務局、お願いします。

■事務局

K委員から、今2点とも、申し訳ございません、やはりこの場で障害福祉課のほうからお答えすることはできないのですが、持ち帰って所管課に確認しておきたいと思っております。このように今回の一つ一つの事業の個票といいますか、それについては、初めて今回お示しするものとなっております。膨大な量にもなりますので、もちろんこの場でご意見を頂いてもいいのですが、このあともお読みいただいて気づいたところ、記載などがありましたら、そこはぜひ事務局にお寄せいただければ、ここの記載については、今後もパブリック・コメント前、あるいはパブリック・コメント後も各課と調整を最後まで続けていくところになりますので、ぜひそこについてもご意見があれば頂きたいと思っておりますということを申し上げたく、よろしく願いいたします。

■木下委員長

ありがとうございます。ほかにいかがですか。

こちらの委員会でここまで意見が出ないのは珍しいことだと思うのですが、ここまで積み重ねてきて、修正して、また新しい案が出てということを繰り返されてきて、かなりブラッシュアップされたと受け止めてよろしいのでしょうか。あとは先ほどありましたパブコメのところも含めて、何かあればと思うのですが、ないようでしたら、言うのは3度目ですが、後日事務局のほうにメール、電話等でご連絡いただければと思います。

■G委員

88ページのところから福祉人材の育成・確保という形になっていて、一応、確保及び育成を総合的に推進しますということとか、講師事業などあるのですが、総合計画策定委員会の中で、福祉人材は必要だけでも人材がないということはよく課題になっていました。今回も、社会資源がないところでどうやって実現するのかということも課題になっていました。今回の場合、この事業では総合的に推進するという非常に大まかなことだけ言っていて、具体的にどうやって、こういった人手が集まらない福祉業界に人を集められるかということについては検討していません。今回は、もう一応計画という形でまとめて終わってしまいますので、今から検討することではないのはわかっているのですが、この福祉人材に人が集まらない、福祉人材が足りないという課題を、今後どのような形で次の計画のところに盛り込むのかということ、今検討しておいたほうがいいのか、それとも次回の総合計画の初めに検討するのかがいいのかという点です。

取りあえず次回の総合計画が始まってからですと、もう計画を立案するところが中心になってしまって、現在の課題の抽出のところをやる時間が、今回の総合計画でもあまりなかったと思います。できれば、今回の総合計画の最後のところで、現状の課題みたいなところを整理するということまで検討していただけないでしょうかというお願いです。

■木下委員長

ありがとうございました。これはいかがですか。

■事務局

福祉人材の人材不足というところに関しては、おっしゃるとおり、この委員会でも何度も議論いただいたところがございます。確かに記載の中で、人材不足という課題をまず課題としてきちんと捉えてそこに向き合うという記載が、確かに見ていると、申し訳ございませんが、不足していたのかなと感じております。そこは計画の中で気づきを図ってまいりたいと思います。

あと、方策につきましては確かにこの場のみでという難しいものもありますが、福祉人材育成センターは運営委員会というものを関係機関など含めて設けているので、運営委員会の中で毎年度、年間何回活動をして、実際の方策などを検討します。その場で図っていくことになるのかと思います。まずはそういったことをやっっていくということを位置づけるということが、明確にあるといいのかなと思いました。ありがとうございました。

■木下委員長

ありがとうございました。F委員、お願いします。

■F委員

今の同じ人材の育成・確保のところ、89ページの福祉人材育成センターの今後の方向性に、「強

度行動障害等への対応力向上を図る研修の実施に取り組みます」というのがあります。その次のページにスーパーバイザー相談というのがあるが、私は強度行動障害の方の座学の研修会ではなくて、やはりスーパーバイザーに相談できる体制があることが、その事業所で福祉人材が安心して働けることにつながるのではないかと思います。このスーパーバイザー相談というのは、あくまで精神の方だけということなのでしょうか。

■事務局

このスーパーバイザーの相談というのは、現在、精神科のお医者さんに来ていただいて、支援者が対応に困難を抱えているような方の事例について相談をするというものでございます。なので、今の対象はおっしゃるとおり、精神のみということになっております。そこは、いろいろな分野でこういうものがあればというお話もあると思いますし、ただ、福祉人材の89ページに書いてある「強度行動障害への対応力向上を図る研修」は、座学ではなくて、今のところ、事業所へのスーパーバイザーの定期的な派遣という形でできたらいいなど考えております。それをどこまでここで書こうかというところも考えたところではあったのですが、そのように考えておりますというご報告と、確かにこの書き方だとそういうふうに見えてしまうというところに、こちらも気づかされたところでございますので、記載を検討したいと思います。ありがとうございます。

■F委員

ありがとうございます。

■木下委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

では、ちょうど時間となりましたので、もしあれば、また事務局のほうに後日でも結構ですので、ご連絡いただければと思います。

それでは、第11回調布市障害者総合計画策定委員会をこれで議事を終了させていただきたいと思います。皆さまのおかげで、つつがなく終了いたしました。ありがとうございました。それでは、事務局にお返ししたいと思います。

3. 連絡事項

■事務局

ありがとうございます。委員の皆さま、本日もありがとうございました。閉会の前に、事務局からの連絡事項をお伝えさせていただきますが、その前に1点、皆さまにご了承いただきたいことがございます。

本日ご説明しましたとおり、12月20日からパブリック・コメントの実施を予定しておりますが、実施にあたって計画案、今、皆さんのお手元にある資料3を公表いたします。本日の委員会での議論も踏まえた内容として公表、パブリック・コメントを行いたく、実施までの期間に計画案の修正を行う予定です。

しかしながら、その結果につきまして、委員会で皆さまに再度ご確認をいただくという手続きが期間の都合上、申し訳ございませんが取ることができません。そこで、パブリック・コメントで公表する計画案の最終的な内容の調整につきましては、委員の皆さまより、ここで委員長に一任いただくという形をいったん取らせていただきたいと思いますと考えておりますが、ご了承いただけますでしょうか。

(一同「異議なし」)

ありがとうございます。それでは、今後事務局と委員長で内容の調整を行わせていただきたいと思います。なお、パブリック・コメント用として確定した計画案につきましては、後日委員の皆さまにも送付いたします。パブリック・コメントのあとに、それを反映したものについては次回の委員会で、ご意見であったり、修正というのは可能ですので、その時にご意見を頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。

本日時間の都合で十分にご発言いただけなかったご意見等がありましたら、方法はメール、FAXなど、何でも差し支えございませんので、後日、事務局までお寄せください。

あと、先ほども申し上げましたが、12月20日からパブリック・コメントに入ります。そのため、パブリック・コメントの前に計画の素案に意見を反映させた場合は、期間が短く申し訳ないのですけれども、12月7日木曜日までに、事務局までご意見をお願いします。それ以降に頂いた意見も、パブリック・コメント以降の意見については反映していくことはできますので、いったん12月7日という期限をお願いします。

皆さま方にご協力いただいて運営してまいりました、この「調布市障害者総合計画策定委員会」も次回が最後になります。パブリック・コメント実施等の期間があるのでしばらく間が空きますが、年が明けまして2月29日の木曜日となります。場所は今回と同じ、総合福祉センター201～203までの会議室となります。開始時刻については、今回と同じ19時、夜7時からとなりますので、ご承知おきください。

次回までに、今後実施する市民説明会、パブリック・コメントの実施を経て、その内容の取りまとめを事務局で行います。そのうえで、最終の計画案をお示する予定になります。

最後に、重ねてになりますが、市民説明会、パブリック・コメントの実施につきまして、委員の皆さまの周りの方々にもお声かけ、お知らせいただき、広報にご協力いただければと思います。本日お配りしました当日配布資料とは別に、事務局で30部ほど用意していますので、帰り際に、知人に配りたいとかいうことがあれば、事務局までお声掛けください。足りない分については、また必要部数をお渡しいたします。

4. 閉 会

■事務局

事務連絡が長くなりましたが、以上をもちまして、第11回調布市障害者総合計画策定委員会を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。